

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
水中音響反射特性評価技術のための計測手法の検討役務	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和9年3月31日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和8年9月28日（月） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする
基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEPS）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年9月25日（金）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年9月18日（金）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の2日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）

10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7061）

品 件 名	水中音響反射特性評価技術のための計測手法の検討役務	仕様書番号	SE-08-1-B-0015
		作成年月日	令和 8 年 7 月 3 0 日
		作成部課名	艦艇装備研究所海洋戦技術研究部対潜戦評価基盤研究室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は「水中音響反射特性評価技術のための計測手法の検討役務」（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、NDS Y 0011B（水中音響用語（現象））及び NDS Y 0012B（水中音響用語（機器））による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項が本仕様書と相違する場合は、法令等を除き、本仕様書を優先するものとする。

1.3.1 引用文書

1.3.1.1 規格

- (1) NDS Y 0011B 水中音響用語－現象
- (2) NDS Y 0012B 水中音響用語－機器

1.3.1.2 法令等

- (1) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和 48 年防衛庁訓令第 49 号）
- (2) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第 7243 号。31. 3. 29）

1.3.1.3 その他

- (1) 水中音響計測装置 取扱説明書（令和 3 年度）

2 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、水中音響反射特性を評価する技術に資することを目的として、水中音響反射特性の理論解がある球形状の供試体を作成し、艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトに設置されている水槽にて、送波器から受波器への直達波、供試体からの反射波、水面や底面の反射波を分離する計測試験を行うことで、供試体の水中音響反射特性を求めるとともに、本役務で使用

する供試体よりも大きな模型や内部に空気や水を含む二重構造の模型（以下「要素模型」という。）を用いた水中音響反射特性計測試験の実施要領を作成する。

2.2 役務の内容

2.2.1 作業計画書

契約相手方は、本役務の実施にあたり、官と調整の上、実施要領、作業体制図、作業工程表等を記載した作業計画書を提出するものとする。なお、実施要領の作成に当たっては、以下の（１）～（３）を満たすものとする。

- （１）水中音響反射特性計測に使用する供試体並びに供試体、送波器及び受波器の配置に必要な治具（以下「治具等」という。）の寸法、材質、質量等を視覚的に分かり易く図示するものとする。なお、供試体及び治具等については、契約相手方が準備するものとし、供試体は以下の（ア）、（イ）の条件を満たすものとする。
 - （ア）理論解との比較を行うために供試体の形状は球とし、内部での反射による影響をなくするために供試体の内部は中実とする。
 - （イ）計測に適した周波数や音響インピーダンスを確保するため、寸法は直径約 30cm、材質は金属製とし、音響反射特性に影響がない方法でさび等の腐食対策を講ずるものとする。
- （２）計測機器は表 1 に示す貸付品又は契約相手方が準備するものを使用する。
- （３）供試体の計測位置を検討の上、治具等も含めた供試体、送波器及び受波器の設置方法や試験用計測機材の配置を含めた試験セットアップを視覚的に分かり易く図示するものとする。

2.2.2 供試体を用いた水中音響反射特性の計測

- （１）作業計画書の実施要領に基づき、供試体、送波器及び受波器を配置し、計測系を構築する。なお、供試体、送波器及び受波器を配置する際は、治具等が水中音響反射特性の計測に与える影響を小さくするように留意する。
- （２）送波器及び受波器の応答特性を計測し、応答特性に留意したパルス長で、水中音響反射特性の計測を行う。なお、計測周波数は 1 kHz～20 kHz のうち、官と調整の上決定した 3 周波数以上とし、送波器から受波器への直達波、供試体からの反射波、水面や底面の反射波を分離できるよう留意する。

2.2.3 要素模型を用いた水中音響反射特性の計測の実施要領検討

2.2.2 項で計測したデータを分析し、供試体の水中音響反射特性を求め、理論解との比較を行うとともに、艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト及び艦艇装備研究所久里浜地区標準水槽に設置されている水槽で要素模型を用いた水中音響反射特性計測時の実施要領について、計測用水槽毎に、計測可能な要素模型の寸法や測定周波数、送波器及び受波器の応答特性等を踏まえて検討する。

2.3 作業報告書

契約相手方は、2.2.2 項及び 2.2.3 項の作業結果を、作業報告書として取りまとめ、官に提出するものとする。作業報告書には、2.2.3 項で得られた計測データ分析結果を含むものとし、計

測データ分析結果については、生データから最終的な結果に至るまでのデータ分析の過程の各結節点での途中経過のデータも含めて、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint 及び Microsoft Excel のいずれかで読み込み可能なファイル形式とする。

2.4 役務実施場所

契約相手方工場等(ただし、2.2.2 項については防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト)

2.5 会議等

契約相手方は、2.2 項の作業計画及び分析結果について会議等（2 回を基準とする。）を実施する。その際、各会議等の前には、本役務要求元と事前打ち合わせを実施するものとする。

なお、会議等の実施場所は、防衛装備庁艦艇装備研究所目黒地区又は契約相手方施設等での実施を原則とする。

3 検査

2.2.2 項及び 2.2.3 項について、作業報告書により検査を実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 貸付品

貸付品は、表 1 のとおりとする。

表 1 貸付品

番号	品名	型番	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償 無償 の別	備考
1	発信器	NF 回路ブ ロック WF1948	2 台	契約 相手 方の 申請 後速 やか に	防衛装備庁 艦艇装備研 究所 岩国海洋 環境試験 評価サテ ライト	実施 後速 やか に	防衛装備庁 艦艇装備研 究所 岩国海洋環 境試験評価 サテライト	無償	
2	音響収 録装置	TEAC WX- 7016	1 台						
4	電力増 幅器	NF 回路ブ ロック HSA4052	2 台						
5	差動増 幅器	NF 回路ブ ロック 5307	2 台						

表 1 貸付品（続き）

番号	品名	型番	数量	引渡 時期	引渡場所	返納 時期	返納場所	有償 無償 の別	備考
6	オシロ スコー プ	Textronix 製 3 シリーズ MDO ミック スド・ドメ インオシロ スコープ	1 台	契約 相手 方の 申請 後速 やか に	防衛装備庁 艦艇装備研 究所 岩国海洋 環境試験評 価サテライ ト	実施 後速 やか に	防衛装備 庁艦艇装 備研究所 岩国海 洋環境試 験評価サ テライト	無償	
7	レシー バユニ ット	NEPTUNE SONAR 製 型番：T- 400 (D/70/H 用)	5 個						
8	ハイド ロホン	NEPTUNE SONAR 製 MODEL D/11	3 本						ケーブル 100m付 き、収納 ケース付 き
9		NEPTUNE SONAR 製 MODEL D/26	2 本						ケーブル 100m付 き、収納 ケース付 き
10		NEPTUNE SONAR 製 MODEL D/70	2 本						ケーブル 100m付 き、収納 ケース付 き
11		NEPTUNE SONAR 製 MODEL D/70	2 本						ケーブル 50m付 き、収納 ケース付 き
12		NEPTUNE SONAR 製 MODEL D/70/H	5 本						ケーブル 付き

4.2 貸付文書

貸付文書は、表 2 のとおりとする。

表 2 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別
1	水中音響計測装置 取扱説明書	1 部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)	納期まで	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)	無償

4.3 提出書類

契約相手方は、表 3 に示す書類を官に提出するものとする。

表 3 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備 考
1	作業計画書	1 部	契約後速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所 (目黒地区)	A4 縦用紙に横書き文を基本とし、電子データを提出のこと。 電子データの形式は、Microsoft Word 版及び PDF 版 (PDF のバージョンは 1.7 とする。)の両方を含むこと。 電子データの提出方法は、DVD-ROM 等電子媒体による提出とする。
2	作業報告書	2 部	検査実施前まで		A4 縦用紙に横書き文を基本とし、印刷物及び電子データを提出のこと(各 1 部)。 報告書本体の電子データは、Microsoft Word 版及び PDF 版 (PDF のバージョンは 1.7 とする。)の両方を含むこととし、計測データ分析結果は Microsoft Word、Microsoft PowerPoint 及び Microsoft Excel のいずれかで読み込み可能なファイル形式とする。 電子データの提出方法は、DVD-ROM 等電子媒体による提出とする。
3	知的財産管理報告書	1 部	納期まで		A4 縦用紙に横書き文を基本とし、電子データを提出のこと。 電子データの形式は、Microsoft Word 版及び PDF 版 (PDF のバージョンは 1.7 とする。)の両方を含むこと。 電子データの提出方法は、DVD-ROM 等電子媒体による提出とする。

4.4 器材等の準備

契約相手方は、本役務の実施に必要な器材、資材、消耗品及び工具等を準備するものとする。

4.5 官側による支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることが出来るものとする。

4.6 発生材の処置

本役務において生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.7 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、以下によるものとする。

1. 3. 1. 2 項(1)研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令(昭和48年防衛庁訓令第49号)、1. 3. 1. 2 項(2)研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて(通知)(装技振第7243号。31. 3. 29)別紙1「研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領」に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとする。

4.8 その他

- (1) 契約相手方は本役務において知り得た事柄を外部に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (3) 本役務終了後は、周囲の清掃及び後片付けを行うものとする。
- (4) 契約相手方は、本役務の実施にあたり、あらかじめ安全管理及び養生等十分な処置を講じるものとし、不可抗力以外で物品や施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に戻さなければならない。

公 告	番 号	公告第52号		
	年 月 日	令和8年8月4日		
入札書 令和 年 月 日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 北村 優子 殿 住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。				
金 額 ¥.ー		納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)	
		履行期限	令和9年3月31日	
		業者コード		
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
水中音響反射特性評価技術のための計測手法の検討役務		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEPS)利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

1 件名、公告番号、公告年月日

水中音響反射特性評価技術のための計測手法の検討役務

公告第52号

令和8年8月4日

2 入札日時

日 時 令和8年9月28日(月) 14時00分

3 政府電子調達(GEPS)を利用しない理由

4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

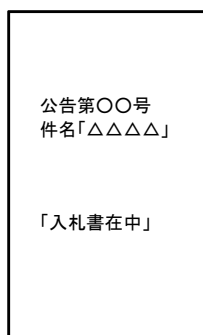
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

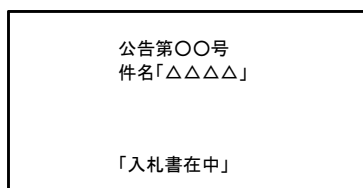
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

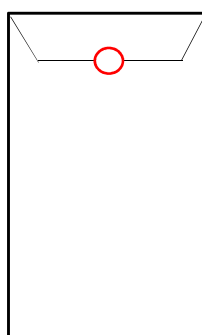
内封筒(表)
長3程度



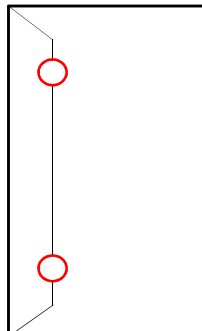
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

